程及び旧職業訓練法第９条第１項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑼　職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。⑾において「昭和53年改正省令」という。）附則第２条第１項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成５年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後４年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑽　職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第１に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。）に合格した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑾　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第６の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練（旧能開規則第９条に定める専門課程、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第３の２、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２及び昭和53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２（職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和51年労働省令第７号）附則第２条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令（昭和50年労働省令第17号）別表を含む。）の訓練科の欄に掲げる環境化学科の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法第21条第１項（同法第26条の２において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法第12条第１項に規定する技能照査を含む。）に合格した者

⑿　職業能力開発促進法第28条第１項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

⒀　職業能力開発促進法施行令別表第１に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者

⒁　計量法（平成４年法律第51号）第122条第１項の規定により計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第50条第１号に規定する環境計量士（濃度関係）の登録を受けた者

⒂　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者又は同法第32条第１項の規定により登録を受けた技術士（化学部門、金属部門若しくは応用理学部門に係る登録を受けた者又は衛生工学部門に係る登録を受けた者で空気環境の測定の実務に３年以上従事した経験を有するものに限る。）

⒃　臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第２条に規定する臨床検査技師又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第３条第１項に規定する者

⒄　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第８条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものを除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者

⒅　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条第１項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それぞれ５年以上又は３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの

⒆　労働安全衛生法第81条第２項に規定する労働衛生コンサルタント

⒇　労働安全衛生法第93条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者

(21)　労働基準監督官又は労働基準監督官であった者

(22)　８年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者

(23)　その他厚生労働省労働基準局長が認める者

４　受験申請書の提出期間　平成23年11月７日（月）から平成23年12月５日（月）まで

なお、郵便による受験申請書の提出は、平成23年12月５日までの消印のあるものを有効とする。

５　試験の実施に関する事務を行う者　この試験の実施に関する事務は、作業環境測定法第20条第１項の規定により指定を受けた財団法人安全衛生技術試験協会に行わせるものとする。

６　受験申請書の提出先　財団法人安全衛生技術試験協会（〒101－0065　東京都千代田区西神田３丁目８番１号　千代田ファーストビル東館９階　電話03－5275－1088）

７　受験申請書用紙の交付　次の場所において交付する。

⑴　財団法人安全衛生技術試験協会の本部及び各安全衛生技術センター

⑵　各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）

⑶　中央労働災害防止協会の各地区安全衛生サービスセンター

⑷　社団法人日本作業環境測定協会の本部

第26回管理栄養士国家試験の施行

栄養士法（昭和22年法律第245号）第５条の２の規定に基づき、第26回管理栄養士国家試験を次のとおり施行する。

平成23年10月３日

厚生労働大臣　小宮山洋子

１　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

２　試験期日　平成24年３月18日（日曜日）

３　試験科目　管理栄養士国家試験の試験科目は、次のとおりである。

ア　社会・環境と健康

イ　人体の構造と機能及び疾病の成り立ち

ウ　食べ物と健康

エ　基礎栄養学

オ　応用栄養学

カ　栄養教育論

キ　臨床栄養学

ク　公衆栄養学

ケ　給食経営管理論

なお、管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）改定検討会報告書（平成22年12月24日）中の管理栄養士国家試験出題基準を適用する。

４　受験資格

⑴　修業年限が２年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、次のアからオまでに掲げる施設において３年以上栄養の指導に従事した者（平成24年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）

ア　寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの

イ　食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設

ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校

エ　栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関

オ　アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

⑵　修業年限が３年である栄養士養成施設（⑸に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において２年以上栄養の指導に従事した者（平成24年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑶　修業年限が４年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において１年以上栄養の指導に従事した者（平成24年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　修業年限が４年である管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者（平成24年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

⑸　修業年限が３年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第５条の４第３号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者